

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日 (火) 第3199号の 8



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 非常勤職員の報酬の支給日の一部改正 (※) (人事課取扱い) 1  
○非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※) (人事課取扱い) 1

## 公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 2  
○鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 3  
○鹿児島県地方警察職員の職務の級の標準的な職務の内容に関する規則を廃止する規則 (※) (警務課取扱い) 3

## 告 示

## 鹿児島県告示第372号

昭和62年 4 月 1 日鹿児島県告示第629号 (非常勤職員の報酬の支給日) の一部を次のように改正し、平成28年 4 月 1 日から施行する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「広報アシスタント 資料調査補助員」を「広報アシスタント」に、「公報編集員」を「公報編集員 産学コーディネーター」に、「援護業務相談員」を「援護業務相談員 介護審査事務専門員」に、「自殺対策調整員」を「自殺対策調整員 児童等学習指導員」に、「障害者くらし安心相談員」を「障害者くらし安心相談員 障害福祉サービス等報酬専門指導員」に、「動物愛護専門員」を「動物愛護専門員 難病相談支援員」に、「労働相談員」を「労働問題相談員」に、「捜査事務専門員」を「捜査事務専門員 DNA型鑑定支援業務従事者」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

## 鹿児島県告示第373号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号 (非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額) の一部を次のように改正し、平成28年 4 月 1 日から施行する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表知事公室の部資料調査補助員の項を削り、同表総務部の部共生・協働推進専門員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	会長	日額 20,000円以内
-----------	----	--------------

委員	日額 17,000円以内
----	--------------

表総務部の部公報編集員の項の次に次のように加える。

産学コーディネーター	日額 9,900円以内
------------	-------------

表総務部の部ふるさと交流推進専門員の項中「12,300円」を「10,700円」に改め、同表企画部の部統計調査員の項中「6,930円」を「7,030円」に改め、同表環境林務部の部県営林管理補助員の項中「5,650円」を「5,670円」に改め、同部鳥獣保護員の項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「5,650円」を「5,670円」に改め、同表保健福祉部の部援護業務相談員の項の次に次のように加える。

介護審査事務専門員	日額 7,040円以内
-----------	-------------

表保健福祉部の部こども総合療育センター非常勤看護師の項中「7,120円」を「7,140円」に改め、同部児童生活指導員の項の次に次のように加える。

児童等学習指導員	日額 8,240円以内
----------	-------------

表保健福祉部の部障害者くらし安心相談員の項の次に次のように加える。

障害福祉サービス等報酬専門指導員	日額 7,940円以内
------------------	-------------

表保健福祉部の部動物愛護専門員の項の次に次のように加える。

難病相談支援員	日額 6,760円以内
---------	-------------

表商工労働水産部の部労働相談員の項中「労働相談員」を「労働問題相談員」に、「13,000円」を「12,300円」に改め、同表危機管理局の部中

国民保護協議会幹事	日額 4,950円以内
-----------	-------------

を

鹿児島県原子力安全対策特別顧問	月額 100,000円以内
-----------------	---------------

国民保護協議会幹事	日額 4,950円以内
-----------	-------------

に改め、同表教育委員会の部学習指導員の項中「3,080円」を「3,150円」に改め、同表公安委員会の部捜査事務専門員の項の次に次のように加える。

DNA型鑑定支援業務従事者	日額 7,040円以内
---------------	-------------

### 公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

#### 鹿児島県公安委員会規則第10号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「標準的な」を削り、同条第3項中「の職務の級を決定する場合に必要な資格」を「を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときの在級期間」に改める。

第5条第2項中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

別表第2中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「標準的な職務の内容」を「基準となる職務」に改める。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

在 級 期 間 表

職 種	職 務 の 級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
技能免許職	6	別に定める。	別に定める。	別に定める。
書 記	6	別に定める。	別に定める。	別に定める。

そ の 他	9	別に定める。	別に定める。	別に定める。
-------	---	--------	--------	--------

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

**鹿児島県公安委員会規則第11号**

鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」の前に「平成30年 3 月 31 日までの間」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の職務の級の標準的な職務の内容に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

**鹿児島県公安委員会規則第12号**

鹿児島県地方警察職員の職務の級の標準的な職務の内容に関する規則を廃止する規則

鹿児島県地方警察職員の職務の級の標準的な職務の内容に関する規則（昭和63年鹿児島県公安委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。